



「経営者保証に関するガイドライン」の活用 に係る参考事例集

金融庁
平成26年6月



【はじめに】

本事例集については、「経営者保証に関するガイドライン」の活用に関して、金融機関等により広く実践されていくことが望ましい取組事例を収集しております。本事例集の作成にあたっては、金融機関から672の事例の提出を受け、そのような事例の中から広く実践されることが望ましいと考えられる代表的な事例を抽出したものです。

このような取組事例を還元・公表することにより、金融機関等における「経営者保証に関するガイドライン」の積極的な活用が促進され、ガイドラインが融資慣行として浸透・定着していくとともに、中小企業等にとっても思い切った事業展開や早期の事業再生等の取組みの参考としていただくこと、さらには、その他の経営支援の担い手の方が行う経営支援等の一助にいただくことを期待しています。

本事例集については、今後も事例の収集状況を踏まえ、随時、更新する予定です。

なお、本事例集は、各金融機関から提出を受けた資料により作成しており、文中等における取組みに対する評価等については、当該資料を作成した各金融機関における見解であり、当庁の見解を表したものではありません。

< 目 次 >

I. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進に関する事例

1. 事業計画の実現可能性等を考慮して経営者保証を求めなかった事例	地域銀行	・・・P 1
2. 経営管理の強化に取り組んでいる取引先に対して経営者保証を求めなかった事例	地域銀行	・・・P 2
3. 他の金融機関と協調して経営者保証を求めなかった事例	地域銀行	・・・P 3
4. 牽制機能の発揮に課題が残っているが、経営者保証を求めなかった事例	地域銀行	・・・P 4
5. 保全不足ではあるが、経営者保証を求めなかった事例	地域銀行	・・・P 5
6. 債務超過ではあるが、経営者保証を求めなかった事例	地域銀行	・・・P 6
7. ABL等の代替手法も検討したが、結果として経営者保証を求めなかった事例	地域銀行	・・・P 7
8. 今後の事業承継を考慮して経営者保証を求めなかった事例	地域銀行	・・・P 8
9. 海外進出企業に対して経営者保証を求めなかった事例	信用金庫	・・・P 9
10. 経営者保証の機能の代替として解除条件付保証契約を活用した事例	主要行	・・・P 10
11. 経営者保証の機能の代替として停止条件付保証契約を活用した事例	地域銀行	・・・P 11
【参考】 停止条件付保証契約の特約条項の例		・・・P 12

Ⅱ. 適切な保証金額の設定に関する事例

12. 預金担保による保全状況等を考慮して保証金額を設定した事例	地域銀行	・・・P 13
13. 不動産担保による保全状況等を考慮して保証金額を減額した事例	地域銀行	・・・P 14
14. 会長の保証契約の解除と社長の保証金額の減額を同時に行った事例	信用金庫	・・・P 15
15. 不動産担保による保全状況等を考慮して保証金額を減額した事例	信用金庫	・・・P 16

Ⅲ. 既存の保証契約の適切な見直しに関する事例

16. 保証契約の期限到来に伴い、経営者保証を解除した事例	地域銀行	・・・P 17
17. 経営者の交替に際し、前経営者の保証を解除し、新経営者から保証を求めなかった事例(1)	地域銀行	・・・P 18
18. 経営者の交替に際し、前経営者の保証を解除し、新経営者から保証を求めなかった事例(2)	地域銀行	・・・P 19
19. 事業承継に際し、元社長の保証を解除した事例	地域銀行	・・・P 20
20. 他の金融機関と協調して経営者保証を解除した事例	地域銀行	・・・P 21
21. 当社との関係がなくなった前経営者の保証を解除した事例	信用金庫	・・・P 22

Ⅳ. 保証債務の整理に関する事例

22. 中小企業再生支援協議会を活用して保証債務を整理した事例	地域銀行	・・・P 23
23. 事業再生ADRを活用して保証債務を整理した事例	地域銀行	・・・P 25

I. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進に関する事例

事例 1. 事業計画の実現可能性等を考慮して経営者保証を求めなかった事例

(地域銀行)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・当社は、宿泊業者であり、当行の主力取引先である。
- ・今般、新事業計画に基づき 10 億円の運転資金の申込みがあり、当行より「経営者保証に関するガイドライン」に基づく経営者保証に依存しない融資の検討について打診したところ、可能であれば利用したいので是非検討してほしいとの申し出があった。

2. 経営者保証に依存しない融資の具体的内容

- ・当行において、保証を求めない可能性について検討したところ、以下のような点を勘案し、経営者保証を求めないで融資を行うことになった。
 - ①当社から提出を受けた事業計画の実現可能性が高く、また、事業計画の達成には当行の支援が必要不可欠であること
 - ②計算書類の作成に当たっては公認会計士による監査を受け、取締役会の適切な牽制機能発揮のため、親族以外の第三者から選任された取締役が取締役会に出席するなど、法人と経営者の関係の明確な区分・分離がなされていること
 - ③毎月月初に自発的に前月の営業実績、資金繰り表、銀行取引状況表等を持参して経営状況の報告を行うとともに、公認会計士による適切な決算資料の作成を行うなど、情報開示に積極的であり、従来から良好なリレーションシップが構築されていること
- ・申込みがあった 10 億円のうち、8 億円を無担保のプロパー融資で実行し、2 億円を有担保の信用保証（「経営者保証ガイドライン 対応保証」）付融資で実行した。なお、信用保証付融資の担保は、当行の既存融資に対して設定していた担保を当該融資に優先適用するものとしたものであり、当社からの追加提供ではない。
- ・本件融資が、当社の事業計画の達成に向けた当行の支援の強化に繋がることが期待される。

I. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進に関する事例

事例2. 経営管理の強化に取り組んでいる取引先に対して経営者保証を求めなかった事例

(地域銀行)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・当社は、建設工事及び建材卸売業を営んでおり、建材卸売部門では大手メーカーや商社等と代理店・特約店契約を結んでおり、多種多様な商品（内外装タイル、ユニットバス、耐火壁、エレベーター等）を取り扱っている。
- ・震災復興関連工事の受注の増加により増収基調が続いており、内部留保も厚く堅固な財務内容を維持している。
- ・当行は、メイン行ではないものの、増加する震災復興関連工事に伴う資金需要に対応してきたところ、当社から短期資金の借入の相談があった。
- ・また、借入の相談の際に、当行本部から送付されたガイドラインのパンフレットを見た経営者から、経営者保証を求めない融資の相談を受けたことから、ガイドラインの内容を改めて説明するとともに、当社から提出のあった直近の試算表や工事概況調等を勘案しつつ、ガイドラインの適用要件等の確認を行った上で回答することとした。

2. 経営者保証に依存しない融資の具体的内容

- ・当行の営業店では、案件受付票の作成に合わせ、今回新設した「経営者保証に関するガイドラインチェックシート」を活用し、適用要件の確認を実施している。当該手続による確認の結果、以下のような点を勘案し、経営者保証を求めないで新規融資に応じることとした。
 - ①決算書類について「中小企業の会計に関する基本要領」に則った計算書類を作成し、地元の手続きが検証等を行っているなど、法人と経営者の関係の明確な区分・分離がなされていること
 - ②内部留保も厚く堅固な財務内容を維持しており、償還面に問題がないこと
 - ③四半期毎に試算表等の提出を行うなど、当社の業況等が継続的に確認可能なこと
- ・当社とは、長年の取引を通じてリレーションシップは十分に構築されている。震災復興関連工事の増加による業況の拡大が、ガイドラインで求められている返済能力の向上に寄与している面は否めないが、当社が、外部専門家による検証等を含め、経営管理の強化に従来以上に取り組むことを表明していることから、当行としても、業況の把握に留まらず、当社の経営管理体制の構築について引き続き積極的にアドバイスを行っていく方針である。

I. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進に関する事例

事例3. 他の金融機関と協調して経営者保証を求めなかった事例

(地域銀行)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・当社は、段ボール紙の製造業者である。営業地域内に競合先がないことから、安定的に受注を確保し業況は堅調に推移している。
- ・震災直後は売上低下により減収となったが、新たな事業展開として、段ボールによるインテリア製品の製造や簡易防音施設の開発を開始している。
- ・上記の新事業展開もあり、当社は企業立地補助金を活用した新工場の設備投資を計画しており、補助金以外の設備資金については、当行及び地元信金の2行が4億円の協調融資を行うこととなった。
- ・本件協調融資については、当初、経営者保証の提供を条件として検討を進めていたが、ガイドライン適用開始後の融資実行となることから、協調先の地元信金とも連携の上、保証人の条件について見直しを図ることとした。

2. 経営者保証に依存しない融資の具体的内容

- ・当社は上場企業も含めた優良取引先を有しており、業況は安定している。また、新工場の稼働により生産能力の拡充が見込まれるため、当行としても設備資金の需要に積極的に対応する方針としている。
- ・当社については、以下のような点に鑑み、保証人は不要と判断した。
 - ①当社は実質的にはオーナー企業であるが、その親族は取締役には就任しておらず、適切な牽制機能が発揮されていること
 - ②当社から経営者への貸付等もなく、事業用資産は全て法人所有であるなど法人と経営者の関係の区分・分離が図られていること
 - ③法人単体での返済力も十分であること
- ・また、協調先の地元信金との目線合わせも行い、当該金庫においても保証人を求めないで融資を行うこととなった。

I. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進に関する事例

事例4. 牽制機能の発揮に課題が残っているが、経営者保証を求めなかった事例

(地域銀行)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・当社は、HID ランプ（高輝度放電ランプ）を主力とする自動車用照明器具製造・販売業者であり、近年はLED ランプも好調なため、売上、キャッシュフローともに安定的に推移している。
- ・取引金融機関は当行をはじめ4行で、当行と県外地銀が各々貸出シェア 30%前後であり、並行してメイン行となっている。
- ・当社の今年度の資金調達に当たり、「経営者保証に関するガイドライン」を説明したところ、可能であれば、今後は経営者保証なしで借入したいとの要望があった。

2. 経営者保証に依存しない融資の具体的内容

- ・当行の検討においては、当社が同族会社であることから適切な牽制機能の発揮には未だ課題が残っているものの、以下のような点を勘案し、当社への融資に当たり経営者保証を求めないこととした。
 - ①当社は、以前から「中小企業の会計に関する基本要領」に拠った計算書類を作成しており、法人と経営者の間に資金の貸借はなく、役員報酬も適正な金額となっているなど、法人と経営者の資産・経理が明確に区分・分離されていること
 - ②当社の収益力で借入金の返済が十分可能であり、また、借換資金の調達余力にも問題がないこと
 - ③情報開示の必要性にも十分な理解を示し、適時適切に試算表や資金繰り表により財務情報等を提供しており、長年の取引の中で良好なリレーションシップが構築されていること
- ・なお、並行してメイン行となっている県外地銀も、今後は経営者保証を求めない予定とのこと。

I. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進に関する事例

事例 5. 保全不足ではあるが、経営者保証を求めなかった事例

(地域銀行)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・当社は、放送・インターネット関連事業を営んでいる地元の優良企業であり、山間部への放送・通信等設備の整備を進め、加入世帯数も増加基調を維持しているなど、業況は安定的に推移している。
- ・今般、当社からの通信設備等に関する新規融資の申込みに当たり、当行から「経営者保証に関するガイドライン」について説明し、当社の意向を確認したところ、将来的に株式公開等も見据えているため、無保証の融資を検討してほしいとの申し出があった。

2. 経営者保証に依存しない融資の具体的内容

- ・当社の意向を受け、当行において検討したところ、経営者等から十分な物的担保の提供がないなど、大幅な保全不足ではあるが、以下のような点を考慮し、本件融資については経営者保証を求めずに対応することとした。また、既存の融資に関する保証契約についても、今後、解除することとした。
 - ①本社等の資産の一部は経営者名義であるが、当社より適正な賃料が支払われているなど、法人と経営者の資産は明確に区分されていること
 - ②キャッシュフローが潤沢で利益償還が十分可能なこと
 - ③年度決算時や中間決算時等に定期的な経営状況の報告があるほか、当行の求めに応じて、営業の状況が把握できる各種資料の提出を行うなど情報開示には協力的であり、従来から良好なリレーションシップが構築されていること
- ・当社の意向に基づき、経営者保証を求めない新規融資及び既存の保証契約の解除について、迅速に対応したことから、今後一層の取引の深耕が期待される。

I. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進に関する事例

事例 6. 債務超過ではあるが、経営者保証を求めなかった事例

(地域銀行)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・ 当社は、ガス設備工事、メンテナンス、ガス機器販売等を営む当行メインの取引先。
- ・ 今般、一般家庭向け省エネ設備の仕入のため、当社から新規融資の申込みがあり、当行が「経営者保証に関するガイドライン」に基づく経営者保証に依存しない融資の検討について打診したところ、可能であれば利用したいので検討してほしいとの申し出があった。

2. 経営者保証に依存しない融資の具体的内容

- ・ 当行での検討においては、以下のような点を勧告し、経営者保証を求めないで融資することとなった。
 - ① 当社の事業用資産は関連会社（事業用資産の管理会社）の所有であり、社外取締役及び監査役といった外部からの適切な牽制機能の発揮による社内管理体制が整備されているなど、法人と経営者との関係の区分・分離がなされていること
 - ② 現在、当社単体では債務超過（関連会社との連結では資産超過）であるが、業績が堅調であることから、今後も利益計上が見込まれ、利益による債務の返済が十分可能であり、2年後の債務超過の解消も見込まれること
 - ③ 当社からは定期的に試算表及び銀行取引状況表の提出があり、当行からの資料提出の求めにも速やかに対応するなど、適時適切な財務情報の開示が行われていること
 - ④ 従来から良好なリレーションシップが構築されており、取引状況も良好であること
- ・ 本件融資については他行との競合があったが、堅調な業況や今後の事業見通し、財務情報の適切な開示、良好なリレーションシップや取引状況といった点について当行が高く評価したことを当社が好感し、当行からの融資を利用することとなった。

I. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進に関する事例

事例 7. A B L 等の代替手法も検討したが、結果として経営者保証を求めなかった事例

(地域銀行)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・ 当社は、院外処方薬局を展開しており、財務基盤は強固で、業況は堅調に推移している。
- ・ 当行との取引は預金のみであり、貸出取引はない。
- ・ 当社の手許資金は潤沢であるが、一時的な資金不足に対応するため、当行に対し、新規の当座貸越枠の設定の申込みがあった。
- ・ 当該申込みを受け、当行から「経営者保証に関するガイドライン」を説明し、経営者保証に依存しない融資の検討について打診したところ、可能であれば利用したいので、是非検討してほしい旨の申し出があった。

2. 経営者保証に依存しない融資の具体的内容

- ・ 当行の検討においては、A B L 等の経営者保証を代替する手法についても併せて検討したが、①上記のように財務内容が良好であり堅調な業況を受けて利益による償還が十分可能であること、②以下のような法人与経営者の関係の明確な区分・分離がなされていること、③今回の融資において適時適切な情報開示がなされ、今後も良好なリレーションシップの下での情報開示が期待されること、等を勘案し、経営者保証を求めないで融資を行うこととした。

<法人与経営者の関係の明確な区分・分離の状況>

- 事業用資産は法人所有となっている。
- 適切な牽制機能を発揮するため、以下のような仕組みが構築されている。
 - (イ) 経営者及び親族による自社株の保有を定款で制限し、株主総会で役員報酬の総額を決定
 - (ロ) 取締役の過半数は、経営者及び親族以外の第三者が就任

I. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進に関する事例

事例 8. 今後の事業承継を考慮して経営者保証を求めなかった事例

(地域銀行)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・当社は、建設業を営む当行メインの取引先であり、一般建設工事の受注を中心とした堅実な経営により、近年の業況は安定的に推移している。
- ・今般、長期運転資金の申込みがあり、「経営者保証に関するガイドライン」に基づく経営者保証に依存しない融資の検討について打診したところ、代表者は高齢で、後継者に、相続により保証債務の負担を残したくないとの希望を有しており、経営者保証を提供しないで資金調達ができるのであれば是非利用したいとの申し出があった。

2. 経営者保証に依存しない融資の具体的内容

- ・「経営者保証に関するガイドライン」に基づく検討を行う中で、当社から経営者への立替金勘定が存在し、法人と経営者の資産・経理の明確な区分・分離について課題が残っていたため、この点を含めて経営者保証を求めないことについての検討を行った。
- ・検討の結果、以下のような点を勘案し、経営者保証を求めないで融資を行うことを決定した。
 - ①経営者への立替金勘定については近年減少しており、今後さらに解消に向けて減少を図る旨の意向が示されていること
 - ②法人のみの資産や収益力で借入の返済が可能であること
 - ③適時適切な情報開示がなされ、従来から良好なリレーションシップが構築されていること
- ・当社の希望に沿った対応を図ったことにより、当社から、今後の事業承継が円滑に進められると高い評価を受けることとなった。

I. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進に関する事例

事例 9. 海外進出企業に対して経営者保証を求めなかった事例

(信用金庫)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・当社は、冷間鍛造部品製造及び精密部品加工を行っている取引先である。
- ・平成 25 年 9 月期は中国向けの生産縮小により売上が減少して営業赤字となったが、為替差益により最終利益は黒字となっている。
- ・平成 26 年 5 月のタイ子会社の工場操業開始に向けて準備を行っているところ、今般、取引先からの要請によりタイ子会社の増資及び工場の増設を行うこととなり、必要資金の融資の申込みがあった。

2. 経営者保証に依存しない融資の具体的内容

- ・当社からの申込みを受けて検討した結果、以下のような点を勘案し、新規融資に関し経営者保証を求めないこととした。
 - ①事業用の資産は法人の所有としており、法人と経営者の間の貸借や不明瞭な資金のやりとりもないなど、法人と経営者の関係が区分・分離されていること
 - ②平成 25 年 9 月期は減収減益となったため返済キャッシュフローは不足しており、債務償還年数は 20 年を超えているが、タイ子会社は既に 207 百万円の受注を確保しており、当社の子会社への貸付金は早期に回収可能と見込まれることや、現預金を每期 10 億円超保有していることから、返済に懸念はないものと判断されること
 - ③決算時等に定期的な経営状況の報告があるほか、当金庫の求めに応じて、営業状況が把握できる資料の提出を行うなど情報開示にも協力的であり、従来から良好なリレーションシップが構築されていること

I. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進に関する事例

事例 10. 経営者保証の機能の代替として解除条件付保証契約を活用した事例

(主要行)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・ 当社は、システム開発会社であり、大手他社に先駆けてクラウド環境でのインターネットサイト構築に参入し、大手企業を中心に取引先が増加している。
- ・ 今般、取引先の増加に伴う運転資金に係る新規融資の申し出があったため、当行から「経営者保証に関するガイドライン」の内容を説明するとともに、当社を巡る状況を勘案し、解除条件付保証契約での融資を提案した。

2. 経営者保証に依存しない融資の具体的内容

- ・ 法人と経営者との関係の区分・分離は不十分であったが、以下のような点を勘案し、上場申請を解除条件とする解除条件付保証契約（注）の活用を提案したところ、当社の了解が得られたため、当行の提案どおり、解除条件付保証契約での新規融資を行うこととなった。
 - ① 業歴が浅く、直近決算は赤字であるものの、一定の販路を構築済みであり、足元の試算表では黒字に転換しており、今期決算は黒字が見込まれること
 - ② 試算表等の定期的な提出があり、情報開示の姿勢が良好であること
 - ③ 上場を志向しており、主幹事先である当行関連証券会社と具体的な協議を進めていること

（注）解除条件付保証契約とは、特約条項（本事例では、上場申請）を充足する場合は保証債務が効力を失う契約。

I. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進に関する事例

事例 1 1. 経営者保証の機能の代替として停止条件付保証契約を活用した事例

(地域銀行)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・当社は、各種帳票の特殊印刷（主に損害保険会社向け保険約款）を中心に、ロールペーパーの製造、一般印刷も手掛けている。
- ・近年の保険契約におけるネット通販化やWEB 手続によるペーパーレス化を背景とした主力取引先からの値下げ圧力等から、大幅な減収・赤字となり、既存のシンジケート・ローンの財務制限条項に抵触するまで業績が悪化した。
- ・このため、外部コンサルを導入し、安定受注の確保と経費削減を骨子とした「経営改善5ヵ年計画」を策定したところ、経営改善計画1期目は、売上の減少に歯止めが掛からなかったものの、利益面では計画を達成した。
- ・このように業績が改善傾向にある中、期限一括返済としていた既存のシンジケート・ローンの期限到来によってリファイナンスを行うに当たり、当行から「経営者保証に関するガイドライン」の内容を説明したところ、当社から経営者保証を求めないでほしい旨の申し出があった。

2. 経営者保証に依存しない融資の具体的内容

- ・当行での検討においては、当社は経営改善計画を遂行中であり、法人のみの資産・収益力での借入金の返済は難しい状況にあるものの、以下のような点を勧告し、特約条項（注）に抵触しない限り保証契約が発生しない停止条件付連帯保証契約を活用することとした。なお、本対応については、シンジケート・ローンの協調融資行とも協調の上行っている。
 - ①外部コンサルによる計画策定やモニタリングの徹底により、透明性の高い経営がなされていること
 - ②経営改善計画2期目の計画達成も視野に入ってきているなど、一定の経営改善が図られてきていること
- （注）特約条項の主な内容
 - いずれかの表明事項が真実でないことが判明したこと
 - 借入人又は保証人の本契約上の義務違反が発生したこと（純資産維持、2期連続赤字回避等の財務特約条項を含む。）
 - 保証人による財産、経営又は業況に関する虚偽の開示がなされたこと
- ・また、弁護士の指導により、保証債務の整理に関して、「保証人がガイドラインに則った整理を申し立てた場合、各貸付人及びエージェントはガイドラインに基づき、当該整理に誠実に対応するよう努める」旨の規定を保証契約に盛り込んだ。
- ・今回の対応により、今後の当社の経営に関する規律付けと情報開示等による更なるリレーションシップの強化が期待できる。

【参考】停止条件付保証契約の特約条項の例

商工組合中央金庫の停止条件付保証契約においては、以下の１～５のような特約条項が付されている。仮に表明保証が真実でなかった場合、報告、届出、承諾、確約事項の義務違反が生じた場合等において、代表者が債務者と連帯して保証する旨の契約を、あらかじめ債務者及び代表者、金融機関との間で締結している。

1. 真実性の表明、保証

- 債務者及び代表者が、以下の事項について、真実に相違ないことを表明、保証

- (例)
- 計算書類等が正確かつ適法に作成されていること
 - 事業が関係諸法令に違反していないこと

2. 財務状況等の報告

- 債務者が、以下の資料を一定の期限までに提出することを約束。また、代表者は、資料の真実性を表明し、保証

- (例)
- ○ヶ月毎の試算表
 - ○ヶ月毎の各取引金融機関からの借入残高の一覧表
 - 各事業年度の計算書類等

3. 報告、届出事項の取決め

- 債務者及び代表者が、以下の事項について、報告、届出することを約束

- (例)
- 商号、代表者、主たる事務所、役員等の変更
 - 訴訟、行政手続、その他の紛争等の開始
 - 財産、経営、業況の重大な変化の発生

4. 承諾事項の取決め

- 債務者及び代表者が、以下の事項について、事前承諾がない限り行わないことを約束

- (例)
- 減資、合併、会社分割
 - 重要な資産、事業の譲渡
 - 経営状況、財務内容に重大な影響を及ぼすおそれのある行為

5. 確約事項の取決め

- 債務者及び代表者が、以下の事項について、確約

- (例)
- 主たる事業に必要な許認可等を継続すること
 - 全ての法令を遵守して事業を継続すること

Ⅱ. 適切な保証金額の設定に関する事例

事例 1 2. 預金担保による保全状況等を考慮して保証金額を設定した事例

(地域銀行)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・当社は、飲食店及びモバイル端末の販売代理店を運営しているが、不況の煽りを受け、平成 21 年に売上が悪化。平成 22 年 3 月から貸出条件の変更を実施し、現在も各金融機関に対して貸出シェアに応じ、当初の約定返済額から減額した金額での返済を継続している。
- ・今般、根保証の期限到来に伴う更改手続の際に、当行から、「経営者保証に関するガイドライン」に基づく保証金額の見直しの提案を行った。

2. 適切な保証金額の設定に関する具体的内容

- ・当社に対する融資額 25 百万円に対して同額の保証金額を設定していたが、今回の更改に際して、預金担保が 10 百万円あることから、ガイドラインに基づき当該担保分を保証金額から控除するとともに与信残高の減少見込分等も勘案し、保証金額を 12 百万円に減額することを提案し、当社と合意に至った。
- ・当社は条件変更先ではあるが、ガイドラインに基づき、担保のうち保全の確実性が認められる部分を控除して保証金額を設定したところ、経営者は保証負担が軽減されたことに謝意を示し、「金融機関も変わってきたのですね」と高く評価している。

Ⅱ. 適切な保証金額の設定に関する事例

事例 13. 不動産担保による保全状況等を考慮して保証金額を減額した事例

(地域銀行)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・ 当社は、大手電気器具製造業者である。
- ・ 過去に当社が窮境に陥った際には、中小企業再生支援協議会及び整理回収機構を活用した債務整理を実施するなど、当行は長年に亘って当社を支援してきた。
- ・ 近年の機器の電子化の進行により海外を含め受注が拡大傾向にあるため、堅調な業績を維持しており、未だ繰越損失を抱えているものの、今後1年程度で解消できるまでに財務基盤が回復している。
- ・ 従来、当社への与信については、債権額（52億円）をほぼ全額カバーする額の経営者による根保証や不動産への根抵当権の設定等（計40億円）の提供を受けていたが、今般、根保証契約の期限到来に際し、当行から「経営者保証に関するガイドライン」に基づく保証金額の見直しの提案を行い、経営者と協議を行った。

2. 適切な保証金額の設定に関する具体的内容

- ・ 当社との協議においては、過去の経緯もあり、現時点で経営者保証を全て解除することは困難であると認識しつつも、根抵当権を設定している不動産担保等の保全や、足元の業績、経営者の業務意欲等を考慮した。
- ・ 当該協議の過程で経営者の繰越損失解消に向けた強い意欲を確認することができたことや経営者からの希望もあり、保証金額は繰越損失金額相当を目処として5億円（保証期間は1年）に設定することで保証契約の更改に合意した。
- ・ 今回、経営者保証の全額解除までには至らなかったものの、経営者からは「保証金額の減額は事業への取組意欲の増進に繋がるものであり、好決算に向けて一層の努力を行う励みとなる。1年後の保証期限到来時には改めて保証金額について相談に乗ってほしい。」と前向きな発言があった。

Ⅱ. 適切な保証金額の設定に関する事例

事例 14. 会長の保証契約の解除と社長の保証金額の減額を同時に行った事例

(信用金庫)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・当社は、主業である材木・建材の卸売業と副業である住宅リフォーム等の建築工事請負業者を兼業しており、いずれの事業も地元工務店を中心とした取引先から安定した受注を確保しているため、業況は堅調に推移している。
- ・当金庫とは法人設立当初から、材木・建材仕入資金等の運転資金を中心に貸出取引（36 百万円）があるが、代表権を持つ会長及び社長から連帯して根保証（極度額 36 百万円）の提供を受けるとともに、事務所に根抵当（第 1 順位。極度額 25 百万円）を設定していた。
- ・今般、当社から長期運転資金 15 百万円の追加借入の申込みがあったため、当金庫から「経営者保証に関するガイドライン」に基づく経営者保証の見直しを提案した。

2. 適切な保証金額の設定に関する具体的内容

- ・今回の見直しに先立ち、会長が代表取締役を退任して実質的に経営から退いたことから、新規融資については会長の保証を求めず、単独で代表となった現社長とのみ根保証契約を締結することとした。
- ・また、既存分と新規分を合計した債権額（計 51 百万円）に対する根保証の極度額については、根抵当による保全が図られていない部分に限定し、36 百万円から 26 百万円に減額することとした。

Ⅱ. 適切な保証金額の設定に関する事例

事例 15. 不動産担保による保全状況等を考慮して保証金額を減額した事例

(信用金庫)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・当社は、親会社が当地の営業所の位置付けで設立した酒類や醸造米の卸売業者であり、経営基盤には不安定な部分があるが、着実に業績を上げてきている。
- ・従来は、親会社から運転資金を調達してきたが、親会社からの独立を経営方針としたため、金融機関から初めて資金調達を行うこととなり、当金庫に融資の申込みがあった。
- ・初めての融資取引ということもあり、経営者からは、本人による保証と所有不動産の担保提供の申し出があったが、当金庫から「経営者保証に関するガイドライン」を説明するとともに、経営者の保証金額を不動産担保による保全が図られない部分に限定することを検討することとなった。

2. 保証契約の見直しの具体的内容

- ・当金庫において、経営者による保証の金額を限定することについて検討したところ、融資金額 25 百万円に対して、不動産担保物件の評価額は 17 百万円であるが、物件の所在地は、市内の住宅開発地として人気の高い地区にあり、将来的に保全価値が減少する可能性は低いと判断したことから、不動産担保物件による保全部分、今後の与信増加の可能性を総合的に勘案の上、経営者の保証金額を 25 百万円から 10 百万円に減額して融資を実行した。
- ・経営者からは「保証金額は融資額と同額となっても仕方がないと思っていたが、減額してもらえたのはありがたい。貴金庫の期待に応えられるよう経営に注力したい。今後もいろいろと相談に乗ってもらいたい。」との発言があった。当金庫としても、引き続き当社の事業の発展を支援し、取引の深耕を図っていく方針である。

Ⅲ. 既存の保証契約の適切な見直しに関する事例

事例 16. 保証契約の期限到来に伴い、経営者保証を解除した事例

(地域銀行)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・当社は、パン・菓子製造業者であり、国内大手のパン製造業者との業務提携により、同社の一部商品の県内での製造・販売を受託するなど、業況は安定的に推移している。
- ・既存の根保証契約の期限到来に伴い、当行から「経営者保証に関するガイドライン」の説明を行ったところ、当社から現社長の根保証契約の解除について相談があった。

2. 保証契約の見直しの具体的内容

- ・当行において検討を行ったところ、以下のような点を勘案し、既存の根保証契約の解除を行うこととした。
 - ①本社、工場、営業車等の事業活動に必要な資産は全て法人所有となっており、役員への貸付金や不透明な経費計上等もなく資金のやりとりは適切な範囲内に収まっており、また、役員報酬は、業況、事業規模等から妥当な水準と判断されるなど、法人与経営者との関係の明確な区分・分離がなされていること
 - ②好業績が続いており、十分な利益が確保されていること
 - ③決算関連資料が継続的に提供されているほか、渉外担当行員が週1回訪問し、業況変化の報告や資金需要等の相談を受けるなど、情報開示についても協力的であること
 - ④創業以来のメイン行として、業況変化や資金需要等ある際には事前に相談を受けるなど、従前から良好なリレーションシップが構築されていること

Ⅲ. 既存の保証契約の適切な見直しに関する事例

事例 17. 経営者の交替に際し、前経営者の保証を解除し、新経営者から保証を求めなかった事例 (1) (地域銀行)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・当社は、自動車用品卸売業者であり、ガソリンスタンドを主な販売先とし、業況は堅調に推移している。
- ・今般、当社から経営者の交替の連絡を受けた際に、当行において「経営者保証に関するガイドライン」に基づく保証契約の適切な見直しが必要な状況に該当するものと判断し、当社にその旨を説明したところ、前経営者の保証の解除とともに、新経営者からの保証も可能であれば提供せず取引を継続したい旨の意向が示された。

2. 保証契約の見直しの具体的内容

- ・当社の意向を受けて、当行において検討したところ、以下のような点から、法人と経営者との関係の区分・分離が図られていること等を勘案し、前経営者の保証を解除するとともに、新経営者に対しても新たな保証を求めないこととした。
 - ①事業用資産は全て法人所有であること
 - ②法人から役員への貸付がないこと
 - ③当社の代表者は内部昇進での登用が中心であり、その親族は取締役役に就任しておらず、取締役会には顧問税理士が監査役として参加しているなど、一定の牽制機能の発揮による社内管理態勢の整備が認められること
 - ④法人単体の収益力により、将来に亘って、借入金の返済が可能であると判断できること
 - ⑤財務諸表のほか当行が求める詳細な資料（試算表等）の提出にも協力的であること

Ⅲ. 既存の保証契約の適切な見直しに関する事例

事例 18. 経営者の交替に際し、前経営者の保証を解除し、新経営者から保証を求めなかった事例 (2) (地域銀行)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・ 当社は、親会社グループの運送部門を担っている貨物運送業者であり、グループ会社の商品搬送が主な業務である。
- ・ 当社は小規模ながら営業基盤が確立されており、業績は安定している (25 年 9 月期は、売上高 200 百万円、経常利益 20 百万円と増収増益)。
- ・ 従来は、経営者から根保証の提供を受けて融資を行ってきたが、経営者の交替に当たり、当行から「経営者保証に関するガイドライン」について説明したところ、新経営者から経営者保証なしの融資を検討してほしい旨の要請を受けた。

2. 保証契約の見直しの具体的内容

- ・ 当社からの要請を踏まえ、当行において検討を行ったところ、以下のような点を勘案し、経営者の交替に当たり、前経営者の根保証を解除するとともに、新経営者からの新たな保証も求めることなく融資を行った。
 - ① 当社の経営者は、任期が 2 年乃至 4 年程度のいわゆるサラリーマン社長であり、当社への出資や貸付金など金銭のやり取りはなく、会社決定事項も組織的に決議されているなど社内における牽制機能・管理体制が構築されていること等に鑑み、法人と経営者との関係の区分・分離が図られていること
 - ② 親会社・当社ともに財務内容に懸念がなく、また、収益による償還能力も問題のない水準であること

Ⅲ. 既存の保証契約の適切な見直しに関する事例

事例 19. 事業承継に際し、元社長の保証を解除した事例

(地域銀行)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・ 当社は、不動産賃貸業者であり、当行のメインの取引先である。
- ・ 元社長は高齢で経営の一線からは退いているが、筆頭株主で取締役ということもあり、配偶者である現社長と共に保証を提供していた。
- ・ このような状況の下、社長から取締役である長男への事業承継について相談があり、既に実質的な経営者である長男に対し、社長から保有する自社株を譲渡したいとの意向が示された。

2. 保証契約の見直しの具体的内容

- ・ 社長からの相談を受け、当行の営業店において「経営者保証に関するガイドライン」の事業承継時の対応に則して、今回の事業承継を機に元社長の保証を解除する可能性を検討したが、当行所定のチェックシートでは、法人と経営者との関係の区分・分離が不十分なため、引き続き保証を求める可能性を検討することとなった。
- ・ しかしながら、これまでの返済状況や担保による債権の保全状況に全く問題がなかったことから、前経営者の実質的な経営権・支配権、既存債権の保全状況、法人の資産・収益力を勘案し、ガイドラインの趣旨に則して、元社長の保証を解除することを営業店の方針とし、保証解除の稟議を本部に申請した。
- ・ また、元社長との面談時にガイドラインについての説明を行い、元社長の保証解除を検討する用意がある旨を伝えた。
- ・ 後日、正式に当社から元社長の保証解除の依頼があったところ、本部において稟議も承認され、元社長の保証を解除することとした。

Ⅲ. 既存の保証契約の適切な見直しに関する事例

事例 20. 他の金融機関と協調して経営者保証を解除した事例

(地域銀行)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・ 当社は、仏壇仏具店として広く店舗を展開している。
- ・ 当社は、経営者保証を提供して借入しているが、経営者が高齢なため、保証の必要性については以前から関心があったところ、今般、メイン行から「経営者保証に関するガイドライン」についての説明を受け、当行を含む全取引金融機関に対して、経営者保証の解除についての検討の申し出があった。

2. 保証契約の見直しの具体的内容

- ・ 当社からの申し出を受け、当行において経営者保証の必要性について改めて検討したところ、以下のような点を勘案し、経営者保証を解除することとした。
 - ① 法人と経営者との資金のやり取りもなく、法人と経営者との関係が明確に区分・分離できていること
 - ② 増収増益のため業績は良く、法人のみの資産・収益で借入金返済が可能であること（自己資本比率は 31.7%、債務償還年数は 5 年）
 - ③ 決算関係資料や試算表の提出等、必要に応じて信頼性のある情報の開示・説明があり、経営の透明性が確保できていること
- ・ なお、メイン行を始めとする他の金融機関も経営者保証の解除について了解した。

Ⅲ. 既存の保証契約の適切な見直しに関する事例

事例 2 1. 当社との関係がなくなった前経営者の保証を解除した事例

(信用金庫)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・ 当社は、建設業者として高い施工技術を持ち、一定の経営基盤や収益環境を構築している。
- ・ 平成 25 年 10 月期決算は、公共工事の減少により売上は事業計画を下回ったものの、コスト削減により事業計画を上回る経常利益を確保するなど、財務内容の改善に向けた取組みが見られた。
- ・ こうした中、健康上の理由により前経営者が平成 25 年 10 月に退任したが、既存の借入金について前経営者が提供していた保証の解除は行わず、新経営者とともに保証の提供を引き続き受けていた。
- ・ 今般、当金庫から、「経営者保証に関するガイドライン」の説明を行ったところ、前経営者が当社の株式を譲渡するなど、当社と全く関係のない立場となったことから、前経営者による保証の解除について当金庫に相談があった。

2. 保証契約の見直しの具体的内容

- ・ 当社からの相談を受け、前経営者と当社の現在の関係を確認したところ、前経営者が保有していた当社の株式は全て譲渡され、前経営者は経営にも全く参画しておらず、実質的にも当社と関係のない立場にあることが確認できたため、「経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする」監督指針の趣旨を踏まえ、前経営者との保証契約の見直しを検討することとした。
- ・ 当金庫において検討を行ったところ、新経営者から保証の提供を受けていることや業況回復への当社の取組状況を勘案し、前経営者の保証を解除することとした。
- ・ 当金庫は、メインバンクとして当社との信頼関係を維持するため、本件保証契約の見直しに取り組んだところ、当社からは当金庫の対応を高く評価され、リレーションシップの強化を図ることができた。

IV. 保証債務の整理に関する事例

事例 2 2. 中小企業再生支援協議会を活用して保証債務を整理した事例

(地域銀行)

1. 整理の申し出を行うに至った経緯・状況等

- ・ 当社は、小売業者であり、競合店の進出、市況の悪化等による売上の減少、収益力の低下のため、再生計画を策定して各種改善策に取り組んだが、実績は計画から大幅に乖離したため、計画の見直しが求められていた。
- ・ 数年前から店舗閉鎖を進め、閉鎖した店舗を転貸することにより平成 25 年度決算期には黒字に転換し、一定の事業継続の可能性が認められたことから、再度、債権放棄を含む抜本的な再生計画に取り組むため、中小企業再生支援協議会に相談することとなった。

2. 当該整理の具体的内容

- ・ 中小企業再生支援協議会に相談し、経営者の息子が設立する新会社が受皿会社として当社の全事業を承継し、当社は特別清算手続により清算される第二会社方式による事業再建計画が策定された。
- ・ 中小企業再生支援協議会の斡旋による当事者間の協議に基づき債務整理を行い、保証債務の一部履行後、主債権と保証債権を中小企業再生ファンドに譲渡した。当該譲渡後、当社から新会社に債務の一部を承継するとともに、当社に残存する債務については、特別清算手続による債権放棄及び残存保証債務の債務免除が行われる予定である。
- ・ 保証債務の整理の概要は以下のとおり。
 - 金融機関の債権は数億円（経営者を含む取締役数名が連帯保証）、早期再生に伴う回収見込額の増加額は 44 百万円であった。
 - 調査の結果、保証人は計 1 億円超の私財を保有していることが判明したため、各保証人の財産に関する表明保証に加え、いずれの保証人とも利害関係のない弁護士が調査・確認して保有資産を明らかにした上で、一定の資産を保証人の手元に残した上で、保証債務の一部履行を実施した。
 - 具体的には、計 14 百万円を生計費として保証人の手元に残した（原則として各 4 百万円。うち 1 名に医療費 2 百万円を追加）。また、新会社の運転資金 11 百万円及び不動産転貸に係る預かり保証金の返戻金請求に備えた 19 百万円の計 30 百万円を保証人から新会社に対する貸付金とした。このようにして、最終的には、保証人の私財から手元に残る資産計 44 百万円を控除した金額で保証債務の履行を受け、保証人の手元に残る資産の額に相当する残存債務計 44 百万円については免除した。
- ・ 債務整理に当たり、取締役は責任をとって退任し、また、株主は会社分割後の特別清算（予定）により株主責任を果たした。

- ・債務整理に関する合意は「経営者保証に関するガイドライン」の適用開始前に行われたが、ガイドラインの趣旨を踏まえて、メイン行として保証債務の整理に係る金融機関間の調整を行った。その際に、各行の債務免除額の決定に当たっては、新会社への貸付分 30 百万円及び医療費分 2 百万円に相当する債務免除額をメイン行である当行が負担した上で、残余の債務免除額については各行が融資シェア比で按分することとし、下位行からの計画合意を取り付けた。
- ・最終的に、保証人の残存資産を、上限である早期再生に伴う回収見込額の増加額と同額として、保証債務の免除を行ったことから、保証人の生計の維持及び新会社の事業継続に大きく寄与することとなった。

IV. 保証債務の整理に関する事例

事例 2 3. 事業再生 ADR を活用して保証債務を整理した事例

(地域銀行)

1. 整理の申し出を行うに至った経緯・状況等

- ・当社は、宿泊業者であり、過去、多額の資金を投じ設備投資や事業の多角化を行ったものの、企図した投資効果を得られずに過剰債務・債務超過に陥った。
- ・その後、一定のキャッシュフローの創出はできていたが、事業価値を維持するための設備投資資金の調達が困難であることや競争環境が厳しくなったこと等から、自主再建は困難と判断されたため、メインの地元銀行から抜本的改善スキームの必要性を説明し、事業再生 ADR を活用した事業再生計画の策定に着手した。

2. 当該整理の具体的内容

- ・スポンサーから出資・貸付により抛出を受けた資金を金融債務の一部弁済に充て、残りは債務免除を受けることで再建を図ることとなった。事業再生計画の概要は以下のとおり。
 - 金融機関の債権(うち大半を経営者が連帯保証)について、スポンサーからの出資・貸付、不動産の売却等、経営者の保証履行で一部を弁済し、残りの債務については免除した。
- ・経営者の保証債務については、「経営者保証に関するガイドライン」に即して、以下のような形で保証債務の免除を行うこととした。
 - 保証人が保有資産の内容を開示するとともに、その正確性について表明保証を行い、支援専門家である弁護士がその適正性について確認を行った旨の報告書の提出を行った。
 - 保証人が、表明保証を行った資力の状況が事実と異なる場合には追加弁済を行う旨を表明した。
 - 早期再生に伴う回収見込額の増加額は、スポンサーからの出資・貸付により主たる債務の一部弁済に充てた金額であった。
 - 保証人の退職金により、保証債務の一部を履行した。
 - 保証人の残存資産については、以下のとおりとした。
 - ー破産手続の自由財産に相当する現預金
 - ー生命保険を解約した場合の返戻金(破産手続においても自由財産として認められる可能性が高いことを考慮)
 - ー自宅(華美とは認められず、今後の生活の維持を考慮)
- ・生命保険の解約返戻金のほか、自宅を残存資産として保証人に残したことにより、その後の保証人の生活再建に大きく寄与することとなった。